

高大接続改革：「三つのポリシー」に基づく大学教育改革の実現に向けて

「学校教育法施行規則の改正」

全ての大学等において、以下の**三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表**するものとする。

①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

(平成29年4月1日施行)

大学教育の充実に向けた PDCAサイクルの確立

大学教育の 質的転換

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化
＜PDCAサイクルの起点＞

各大学の教育理念を踏まえ、
一貫性あるものとして策定

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、
教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者に求める学力の明確化、
具体的な入学者選抜方法の明示

「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」

各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた**自主的・自律的な三つのポリシーの策定と運用の参考指針**

（主な内容）

- ・ 三つのポリシーの策定単位は、学位プログラム（授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程）を基本に、各大学が適切に判断。
- ・ 各大学において、
 - ①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー、②これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシーを、それぞれ策定。
- ・ 三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- ・ 三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

**「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・
実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(ア
ドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン**

平成28年3月31日

中央教育審議会大学分科会大学教育部会

《目次》

はじめに～本ガイドラインの位置付け～	1
1 三つのポリシーの一体的な策定の意義	2
2 三つのポリシーの策定に当たり留意すべき事項	4
(1) 三つのポリシーの策定単位	4
(2) 三つのポリシー相互の関係	5
(3) 三つのポリシーの策定に当たっての個別留意事項	5
3 三つのポリシーの運用に当たり留意すべき事項	7
(1) 三つのポリシーに基づく大学教育のPDCAサイクル	7
(2) 三つのポリシーに基づく、入学者選抜及び体系的で組織的な教育の実施	7
(3) 三つのポリシーに基づく大学の取組の自己点検・評価と改善，情報の積極的な発信	8

はじめに～本ガイドラインの位置付け～

- 先行きの予測が困難な複雑で変化の激しい現在の社会において、個人の充実した人生と社会の持続的発展を実現するためには、一人一人がこれまで以上に自らの能力を磨き、高めていくことが不可欠である。そのための鍵として特に重要なのは大学教育である。大学には、学術研究を通じて新たな知を創造するとともに、自らの教育理念に基づく充実した教育活動を展開することにより、生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成することが求められる。
- このような大学教育への質的転換を図るため、各大学において「卒業認定・学位授与の方針¹」（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）、「教育課程編成・実施の方針」（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）及び「入学者受入れの方針」（以下「アドミッション・ポリシー」という。）の三つのポリシーを策定することの重要性については、これまでも中央教育審議会における累次の答申等において指摘されてきた。
- このことを踏まえ、各大学においても積極的な取組がなされ、近年多くの大学で三つのポリシーが策定されるようになってきている²が、その内容については、抽象的で形式的な記述にとどまるもの、相互の関連性が意識されていないものも多いことなどが指摘されている。
- 他方、高等学校においては平成 25 年度入学者から現行学習指導要領が順次適用され、平成 28 年度には、その下で教育を受けた学生が大学へ入学することになる。現行学習指導要領では、知識・技能の習得に加えて、思考力・判断力・表現力等の能力や、主体的に学習に取り組む態度の育成が目指されている。さらに、次期学習指導要領の策定に向けて、高等学校を含む初等中等教育について「アクティブ・ラーニング」の視点からの学習・指導方法の改善に関する議論が行われている。
- こうした高等学校教育の変容を受けて、大学教育にもその一層の改革が求められており、特に、各大学の教育理念にふさわしい入学者を受け入れるための大学入学者選抜の在り方をより適切なものに改善すること、単なる授業改善にとどまらず、大学として体系的で組織的な教育活動を展開することや学生の能動的・主体的な学修を促す取組を充実すること、学修成果の可視化やPDCAサイクルによるカリキュラム・マネジメントの確立等に取り組むことが急務となっている。これらは、高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的な改革の観点からも不可欠の課題である。
- 三つのポリシーは、各大学におけるこのような改革を実現する上での指針として極めて

¹ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条では、「大学（…）は、（…）大学を卒業した者に対し学士の学位を（…）授与するものとする。」とされており、卒業認定と学士の学位授与とは実質的に一体のものとなっている。

² 文部科学省の調査によれば、平成 25 年度時点で、ディプロマ・ポリシーについては 684 大学（93%）、カリキュラム・ポリシーについては 684 大学（93%）、アドミッション・ポリシーについては 709 大学（96%）において策定済みとなっている（いずれも、全ての学部において定めている大学数。（ ）内は、回答数を母数とした割合。）。

重要な役割を担うものであり、今般、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）が改正され、全ての大学は、三つのポリシーを一貫性あるものとして策定し、公表するものとされた。

- 本ガイドラインは、今後の各大学における三つのポリシーの策定と運用の指針となるよう、これまでの中央教育審議会答申等の提言も踏まえつつ、各大学に留意いただきたい事項を整理したものである。当然ながら、本ガイドラインに例示されている事項の全てを各大学に求める趣旨のものではない。各大学において、教学を担う学長のリーダーシップの下で、本ガイドラインを積極的に活用しながら、個々の建学の精神や強み・特色等を踏まえ、三つのポリシーが適切に策定され、それらに沿った充実した大学教育が自主的・自律的に展開されることを期待する。

1 三つのポリシーの一体的な策定の意義

- 三つのポリシーの策定の重要性について、例えば、「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20 年 12 月 24 日中央教育審議会答申。以下「学士課程答申」という。）では以下のように指摘している。

改革の実行に当たり、もっとも重要なのは、各大学が、教学経営において、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、そして「入学者受入れの方針」の三つの方針を明確にして示すことである。これらは、将来像答申で言及した「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」にそれぞれ対応する。大学の個性・特色とは、そうした方針において具体的に反映されるのである。

- また、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成 24 年 8 月 28 日中央教育審議会答申）においては、我が国の学士課程教育をめぐる問題の背景・原因として考えられる第一の点は、学士課程答申が期待した学位を与える課程（プログラム）としての「学士課程教育」という概念が未定着であることと指摘した上で、以下のように提言している。

成熟社会において学生に求められる能力をどのようなプログラムで育成するか（学位授与の方針）を明示し、その方針に従ったプログラム全体の中で個々の授業科目は能力育成のどの部分を担うかを担当教員が認識し、他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的に教育を展開すること、その成果をプログラム共通の考え方や尺度（「アセスメント・ポリシー」）に則って評価し、その結果をプログラムの改善・進化につなげるという改革サイクルが回る構造を定着させることが必要である。

- このように、三つのポリシーは、各大学が自らの理念を常に確認しながら、各大学における教育の不断の改革・改善に向けたサイクルを回す起点となるものである。
- 過去の答申におけるこのような考え方を踏まえると、三つのポリシーを構成する各ポリ

シーについての基本的な考え方は、一般的に以下のように整理することができる。

ディプロマ・ポリシー	各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるもの。
カリキュラム・ポリシー	ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針。
アドミッション・ポリシー	各大学、学部・学科等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素」※についてどのような成果を求めるか）を示すもの。 ※（１）知識・技能、（２）思考力・判断力・表現力等の能力、（３）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

- 大学教育の質的転換に向け、各大学には、それぞれの教育理念を踏まえて三つのポリシーを策定し、それらに基づき、「自らの教育理念の実現に向け、どのような学生を受け入れ、求める能力をどのようなプログラムを通じて育成するか」という観点から、大学教育の「入り口」（入学者選抜）から「出口」（卒業認定・学位授与）までの教育の諸活動を一貫したものとして再構築し、その効果的な実施に努めることにより、学生に対する教育をより密度の濃い、充実したものにすることが期待される。
- 同時に、各大学には、三つのポリシーに基づく体系的で組織的な大学教育を、点検・評価を通じた不断の改善に取り組みつつ実施することにより、学生の学修成果を向上させ、学位授与にふさわしい人材を育成し、社会へと送り出すことが求められる。
- 三つのポリシーを一体的に策定し、公表することは、例えば以下に示すように、大学自身はもとより、入学希望者、学生、保護者、高等学校関係者、さらには社会にとっても大きな意義があると考えられる。

◇大学にとっての意義

- ・ 大学が、自らの定める目標に照らし、自大学における諸活動について点検・評価を行い、その結果に基づいて改革・改善を行い、その質を自ら保証する営み（内部質保証）を教育活動において確立するための指針となる。
- ・ 体系的で組織的な大学教育の実現に向け、これに関わる全ての教職員が、どのような教育を行い、どのような人材を輩出するのかを共通理解し、連携して取り組むことを可能とする。
- ・ 大学の持つ資源の戦略的・重点的な配分の企画立案、実施に効果的に活用できる。
- ・ 高等学校卒業生だけでなく、留学生や社会人を含め、これまで以上に多様な学生を受け入れるに当たり、大学がどのような個性・特色、魅力を持ち、どのような有為な人材を育成できる

かということを対外的に示すことができる。

◇入学希望者・学生及びその保護者、高等学校関係者にとっての意義

- ・ 大学への入学希望者や学生、保護者、高等学校関係者等にとって、三つのポリシーは相互のコミュニケーションを改善し、接続を円滑化する上で大学からの重要なメッセージとなる。
- ・ 具体的には、例えば、入学希望者にとっては、当該大学でどのような教育研究が行われているのかをあらかじめ認識し、入学後の学修方法・学修過程や卒業までに求められる学修成果についてあらかじめ見通しを持ち、学びたい内容に照らして大学を選ぶことが可能となるとともに、大学が初等中等教育段階におけるどのような学習成果を求めているのか、入学までに何を身に付けなければならないのかが明確になる。
- ・ 学生にとっては、自らの学ぶ教育課程の目標や構造などを十分に理解した上で、個々の学修活動に自覚的に取り組むことで、学問に主体的に向き合い、より密度の濃い学修成果を得ることが可能となる。
- ・ また、高等学校等において、個々の大学の強みや特色等を踏まえ、生徒一人一人の将来目標を実現するという観点からの進路指導が促進される。

◇社会にとっての意義

- ・ 大学がどのような教育を行っているかが可視化されることにより、社会（地域社会、国際社会、産業界等）と大学との間で育成すべき人材像の共有や相互に連携した取組が可能になり、大学と社会との接続や相互の協働が改善される。

- このような三つのポリシーの意義が十全に発揮されるよう、各大学においては、以下に示すような事項に留意しながらその効果的な策定・運用（各ポリシーに基づく教育活動の評価・改善を含む。）に取り組むことが求められる。

2 三つのポリシーの策定に当たり留意すべき事項

（1）三つのポリシーの策定単位

- 三つのポリシーの策定単位については、具体的には各大学で適切に判断すべきものであるが、「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月28日中央教育審議会答申）等において、今後の大学教育については、学位の取得を目指す学生の視点に立って、学位取得のために求められる知識・能力をあらかじめ明示し、学生が当該知識・能力を身に付けるための教育課程を体系的に整備することが提言されていることなどを踏まえれば、三つのポリシーは、そのような教育課程（授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程（以下「学位プログラム」という。））ごとに策定することを基本とすることが望ましいと考えられる。
- 一方、各大学の実情に応じて、例えば、学位プログラムごとのポリシーとは別に、全学や学部・学科等を策定単位として各ポリシーを策定することも考えられる。この場合、全

学としてのポリシーから教育課程ごとのポリシーまでが一貫性のあるものとして策定されるよう留意することが重要である。

- なお、いずれの場合においても、三つのポリシーの策定に当たっては、学長を中心に全学的なポリシーの基本方針や策定単位等について検討した上で検討を進めることが必要と考えられる。教育、研究、財務等に関する大学の活動についてのデータを収集・分析し、大学の意思決定を支援するための調査研究³の充実など、より実効性のあるポリシーの策定に向けた体制の整備も有意義である。
- また、当然のことながら、必ずしも三つのポリシー全てを同一の単位で策定する必要はなく、例えば、入学者が幅広い分野の知見に触れながら自らの適性や関心等に基づき専攻分野を決めることができるようアドミッション・ポリシーにおいて入学者の募集単位を学位プログラムを超えて大きくくり化している場合などにおいては、複数のディプロマ・ポリシーに対して一つのアドミッション・ポリシーが対応するなど、ポリシー間で策定単位が異なることとなることも考えられるところである。ただし、このような場合においても、三つのポリシーが全体として一貫性のあるものとして策定されるように設計を行うことが求められる。

(2) 三つのポリシー相互の関係

- 三つのポリシーの中でも、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの二つは、卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力と、それを達成するための具体的な教育課程の編成・実施、学修成果の評価の在り方等を示すものであり、その一体性・整合性が強く求められる。
- アドミッション・ポリシーについても、入学希望者に対し、卒業認定の要件や入学後の学修に要する資質・能力等に照らして、入学に際して求められる基礎的な知識の水準や専攻分野への関心、意欲、態度などを示すという意味では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと一貫性あるものであることが求められる。
- 他方、大学教育においては、多様な学生が、主体的に、また他者と協働して学修に取り組む中で、様々な立場やものの見方についての相互理解を深めたり、切磋琢磨^{せつさたくま}したりすることが重要である。このため、アドミッション・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性を図りつつも、三者の間の一体性を過度に強調することで、その内容が狭い範囲に限定された硬直的なものとなり、受け入れる学生の多様性を損なったり、大学教育の意義を減じたりすることのないよう、各大学において十分に配慮することが求められる。

(3) 三つのポリシーの策定に当たっての個別留意事項

- 三つのポリシーの策定に当たっては、例えば以下のような点に留意することが重要と考

³ インスティテューショナル・リサーチ（IR）と呼ばれる。

えられる。

(総論)

- ・ 各大学における教育研究の特性を踏まえ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを一貫性・整合性あるものとして策定するとともに、三者の関係を分かりやすく示し、大学内外に積極的に発信すること。
- ・ 当該大学に関心を持つ様々な関係者（多様な入学希望者、学生、保護者、高等学校関係者、地域社会、国際社会、産業界等）が十分に理解できるような内容と表現とすること。

(ディプロマ・ポリシーについて)

- ・ 各大学の教育に関する内部質保証のためのPDCAサイクルの起点として機能するように、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化すること。
- ・ 「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学修成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかという方針をできる限り具体的に示すこと。その際、学士課程答申で示された「各専攻分野を通じて培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～」を踏まえるとともに、日本学術会議の「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」等も参考とすることが考えられること。
- ・ 学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズも十分に踏まえた上で策定すること。

(カリキュラム・ポリシーについて)

- ・ ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程編成、当該教育課程における学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方等を具体的に示すこと。その際、能動的学修の充実等、大学教育の質的転換に向けた取組の充実を重視すること。
- ・ 卒業認定・学位授与に求められる体系的な教育課程の構築に向けて、初年次教育、教養教育、専門教育、キャリア教育等の様々な観点から検討を行うこと。特に、初年次教育については、多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるようにする観点から充実を図ること。

(アドミッション・ポリシーについて)

- ・ ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえるとともに、「学力の3要素」を念頭に置き、入学前にどのような多様な能力をどのようにして身に付けてきた学生を求めているか、入学後にどのような能力をどのようにして身に付けられる学生を求めているかなど、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方について、できる限り具体的に示すこと。また、必要に応じ、入学前に学習しておくことが期待される内容についても示すこと。

- ・ 入学者選抜において、アドミッション・ポリシーを具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用するのか、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか等を具体的に示すこと。

3 三つのポリシーの運用に当たり留意すべき事項

(1) 三つのポリシーに基づく大学教育のPDCAサイクル

- 大学教育を充実させるためには、三つのポリシーを起点とするPDCAサイクルをポリシーの策定単位ごとに確立し、教育に関する内部質保証を確立することが必要である。例えば、三つのポリシーの策定単位が学位プログラムであったならば、当該学位プログラムの教学マネジメントを担う者において、三つのポリシーの策定を通じて具体化された入学者選抜、教育の実施及び卒業認定・学位授与の各段階における目標（「P」）が、各ポリシーに基づいて実施される入学者選抜及び体系的で組織的な教育（「D」）を通じて達成されたかどうかを自己点検・評価（「C」）し、学位プログラムについて必要な改善・改革（「A」）を行っていくサイクルを回していくことが求められる。
- また、大学教育の充実のためには、こうしたポリシーの策定単位レベルだけでなく、例えば、各授業科目のレベルにおいても、各教員がディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを踏まえながら、授業改善に向けたPDCAサイクルを機能させることが重要である。
- さらに、各大学において、三つのポリシーの策定単位ごとの取組全体を俯瞰した全学的な規模での教学マネジメントを構築することも求められる。

(2) 三つのポリシーに基づく、入学者選抜及び体系的で組織的な教育の実施

- 各大学においては、三つのポリシーに基づき、適切な方法で入学者選抜を行うとともに体系的で組織的な教育を展開し、学生の能動的な学修の充実を図ることが求められる。そのために、例えば以下のような点に留意して取り組むことが考えられる。

- ・ アドミッション・ポリシーを具現化し、学力の3要素を多面的・総合的に評価するための適切な評価方法の活用
- ・ 多様な背景を持つ学生の受入れに向けた多角的な選抜方法の工夫
- ・ 地域社会、国際社会、産業界等の社会との接続、大学院教育との接続等を見通したカリキュラム編成
- ・ カリキュラムを構成する授業科目の目標、内容、教育方法、評価方法等を記載したシラバスの作成と組織的なチェックによる、各科目間の関係や内容の整合性、評価基準や評価方法等の確認、及び教員間や教員と学生間での共有化
- ・ カリキュラム・ポリシーを具体化し、可視化して共有するためのカリキュラム・マップや履修系統図の活用

- ・ ナンバリングの活用等によるカリキュラムの体系性や国際通用性の担保
- ・ 開設授業科目数の精選，履修科目の登録上限（CAP制）の設定など，教員の授業内容の充実や学生の学修時間の増加による単位制度の実質化のための取組の充実
- ・ 学生の能動的な学修の充実に向けた少人数のグループワーク，集団討論，反転授業等の学修方法の充実，事前事後の学修課題の充実
- ・ 学生の主体的な学修を促すための教材の開発，学修支援の充実
- ・ GPA⁴の進級判定・卒業認定及び学修支援への活用
- ・ ラーニング・コモンズや図書館など，学生の能動的学修を可能とする環境の整備
- ・ 留学，インターンシップ，フィールドワーク等のプログラムの充実

- 各大学においては，大学教育を通じて「学生が何を身に付けたか」という観点を重視して個々の学生の学修成果の把握・評価を行い，どのような評価の基準や方法に基づき大学として卒業を認定し，学位を授与したかについての説明責任を果たせるようにすることが求められる。そのために，例えば以下のような点に留意して取り組むことが考えられる。

- ・ 学修成果の具体的な把握・評価方法（ルーブリック，アセスメント・テストのような直接的な方法，学修行動調査のような間接的な方法等），より効果的な公示方法等の開発・実践
- ・ 学修ポートフォリオの活用など個々の学生による学修履歴の記録，振り返り，学修デザインの支援

- 学生の教育に関わる全ての教職員が三つのポリシーを共通理解し，連携して質の高い教育に取り組むことができるようにすることが重要であり，そのために，例えば以下のような点に留意して取り組むことが考えられる。

- ・ ファカルティ・ディベロップメント（FD），スタッフ・ディベロップメント（SD）の充実
- ・ 教員の教育活動に関する評価の充実とその結果の処遇等への反映
- ・ 教学マネジメントに関わる専門的職員の職務の確立・育成・配置
- ・ ティーチング・アシスタント（TA）等の教育支援スタッフの充実

（３）三つのポリシーに基づく大学の取組の自己点検・評価と改善，情報の積極的な発信

- 各大学においては，三つのポリシーを踏まえ，自らの取組についての点検・評価に取り組む必要がある。
- 自己点検・評価については，まず，三つのポリシーの策定単位ごとに，大学入学者選抜，カリキュラムの内容・学修方法・学修支援，学修成果，教員組織，施設・設備，社会との

⁴ Grade Point Average の略。授業科目ごとの成績について，例えば５段階（A,B,C,D,E）のレター・グレードで評価した上で，それぞれに対して４・３・２・１・０のようにグレード・ポイント（GP）を付与し，その平均を算出して評価を行う制度。

接続などに関して、ポリシーに照らした取組の適切性について行うことが考えられる。その際、例えば、地域社会や産業界など学外の参画を得て客観的な視点を取り入れるなどの工夫を講じることも有効と考えられる。

また、全学的な方針や複数の学位プログラムを横断するような取組事項がある場合は、それらの成果の把握や大学レベルでの点検・評価にも取り組むことが求められる。

さらに、学生の卒業後の追跡調査等を行うことなども考えられる。

- 自己点検・評価に当たっては、教育活動に関しては定量的な評価のみならず定性的な評価も重視することが重要であることに留意しつつ、可能なものについては可視化に努めることが求められる。
- 以上のような自己点検・評価の結果や、定期的な第三者評価（認証評価等）における指摘を踏まえ、改革・改善に取り組むことが求められる。

その際、必要があれば三つのポリシー自体についての見直しを行うことも含め、PDCAサイクルを実効性を持って機能させるための不断の取組が必要である。

- さらに、大学に対する関係者の適切な理解を得るとともに、社会との協働を一層推進して大学教育の充実を図るためには、三つのポリシーに基づく教育の実績に関しての積極的な情報の公開が不可欠である。各大学においては、様々な手段を活用しながら、自らの教育理念やそれを踏まえた教育活動、教育環境等の実情、学生の学修状況等について、より分かりやすく積極的な情報発信に努めることが求められる。

参考資料 1

○学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（抄）

第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。

一 卒業の認定に関する方針

二 教育課程の編成及び実施に関する方針

三 入学者の受入れに関する方針

2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関する
こと

二～三 （略）

四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

五～九 （略）

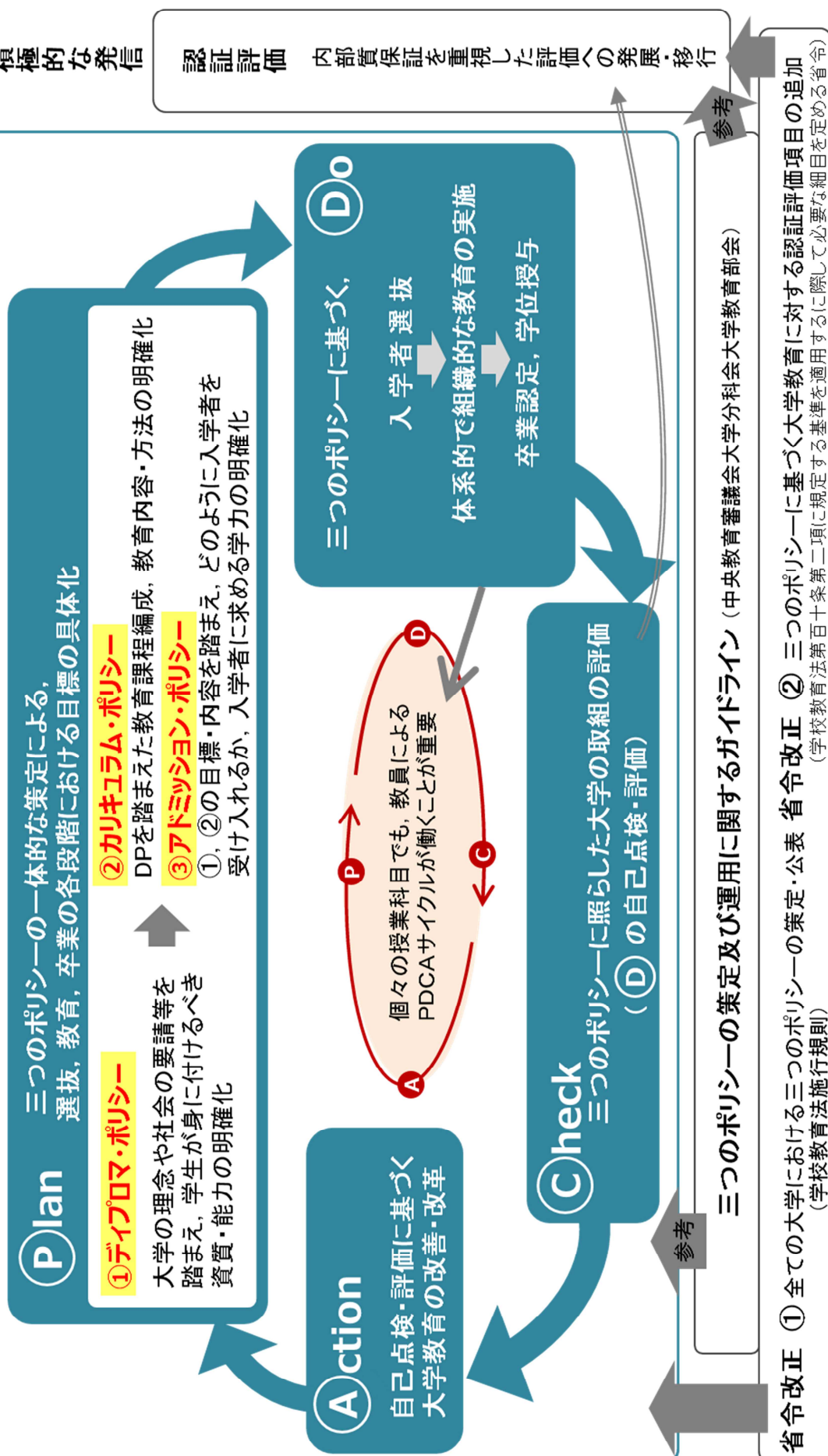
2・3 （略）

※ 下線部は、平成 29 年 4 月 1 日施行分。

「三つのポリシー」に基づく大学教育改革の実現(イメージ)(案)

三つのポリシー … 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者の受入れ方針(アドミッション・ポリシー)

＜三つのポリシーの策定単位レベルの内部質保証のためのPDCAサイクル＞



参考資料 3

これまでの答申等における関連記述

「我が国の高等教育の将来像」（平成 17 年 1 月 28 日中央教育審議会答申）（抄）

- 各機関は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確にし、入学志願者や社会に対して明示するとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の観点を踏まえ、実際の選抜方法や出題内容等に適切に反映していく必要がある。
- 入学者受入方針に加えて、教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針（カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー）についても、各高等教育機関が（必要に応じて分野ごとに）明確にすることで、教育課程の改善やいわゆる「出口管理」の強化を図っていくことが求められる。

「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20 年 12 月 24 日中央教育審議会答申）（概要）

1. 基本的な認識

- グローバル化する知識基盤社会において、学士レベルの資質能力を備える人材養成は重要な課題である。
- 他方、目先の学生確保が優先される傾向がある中、大学や学位の水準が曖昧になったり、学位の国際的通用性が失われたりしてはならない。
- 各大学の自主的な改革を通じ、学士課程教育における 3 つの方針の明確化等を進める必要がある。

2. 主な内容

【現状・課題】

(1) 学位授与の方針について

- ・ 他の先進国では「何を教えるか」より「何ができるようになるか」を重視した取組が進展
- ・ 一方、我が国の大学が掲げる教育研究の目的等は総じて抽象的
- ・ 学位授与の方針が、教育課程の編成や学修評価の在り方を律するものとなっていない
- ・ 大学の多様化は進んだが、学士課程を通じた最低限の共通性が重視されていない



【改善方策の例】

- ・ 大学は、卒業に当たっての学位授与の方針を具体化・明確化し積極的に公開
- ・ 国は学士力に関し、参考指針を提示

〔学士力に関する主な内容〕

1. 知識・理解（文化，社会，自然 等）
2. 汎用的技能（コミュニケーションスキル，数量的スキル，問題解決能力 等）
3. 態度・志向性（自己管理力，チームワーク，倫理観，社会的責任 等）
4. 総合的な学習経験と創造的思考力

(2) 教育課程編成・実施の方針について

- ・学修の系統性・順次性が配慮されていないとの指摘
- ・学生の学習時間が短く、授業時間外の学修を含めて45時間で1単位とする考え方が徹底されていない
- ・成績評価が教員の裁量に依存しており、組織的な取組が弱いとの指摘



- ・順次性のある体系的な教育課程を編成
- ・国は分野別のコア・カリキュラム作成を支援
- ・学生の学習時間の実態を把握した上で、単位制度を実質化
- ・成績評価基準を策定し、GPA等の客観的な評価基準を適用

(3) 入学者受入れの方針について

- ・大学全入時代を迎え、入試によって高校の質保証や大学の入口管理を行うことが困難
- ・特定の大学をめぐる過度の競争
- ・総じて、学生の学習意欲の低下や目的意識が希薄化



- ・大学は、大学と受験生のマッチングの観点から入学者受入れ方針を明確化
- ・入試方法を点検し、適切な見直し
- ・初年次教育の充実や高大連携を推進

(4) その他

- ・ファカルティ・ディベロップメント（FD）は普及したが、教育力向上に十分つながっていない
- ・設置認可は弾力化されたが、質保証の観点から懸念すべき状況も見られる
- ・これらの活動に係る財政支援が不可欠



- ・教員、大学職員への研修の活性化と、教員業績評価での教育面の重視
- ・自己点検・評価の確実な実施、分野別質保証の枠組みづくりのため日本学術会議への審議依頼等の質保証の仕組みを強化
- ・財政支援の強化と説明責任の徹底

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成24年8月28日中央教育審議会答申）（抄）

- 成熟社会において学生に求められる能力をどのようなプログラムで育成するか（学位授与の方針）を明示し、その方針に従ったプログラム全体の中で個々の授業科目は能力育成のどの部分を担うかを担当教員が認識し、他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的に教育を展開すること、その成果をプログラム共通の考え方や尺度（「アセスメント・ポリシー」）に則って評価し、その結果をプログラムの改善・進化につなげるという改革サイクルが回る構造を定着させることが必要である
- 学位授与の方針に基づいて、個々の学生の学修成果とともに、教員が組織的な教育に参画しこれに貢献することや、プログラム自体の評価を行うという一貫性・体系性の確立が重要である。

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26年12月22日中央教育審議会答申）（抄）

- アドミッション・ポリシー等の策定を法令上位置付けるとともに、大学入学者選抜実施要項を見直す。
- 各大学は、求める学生像のみならず、各大学の入学者選抜の設計図として必要な事項をアドミッション・ポリシーにおいて明確化することが必要であり、高等学校及び大学において育成すべき「生きる力」「確かな学力」の本質を踏まえつつ、入学者に求める能力は何か、また、それをどのような基準・方法によって評価するのかを、アドミッション・ポリシーにおいて明確に示すことが求められる。

- アドミッション・ポリシーの策定に当たっては、各大学の強み、特色や社会的役割を踏まえつつ、大学教育を通じてどのような力を発展・向上させるのかを明らかにした上で、個別選抜において、様々な能力や得意分野、異なる背景を持った多様な生徒が、高等学校までに培ってきたどのような力を、どのように評価するのかを明示する必要がある。
- 各大学においては、大学教育で身に付ける力等を明確にした上で、ナンバリングの導入等も含め、個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立し、教育課程の体系化・構造化を行うことが求められる。このような各大学の取組を推進するためには、(…) アドミッション・ポリシーと併せて、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の一体的な策定を法令上位置付けることが必要である。

「高大接続改革実行プラン」(平成 27 年 1 月 16 日文部科学大臣決定)(抄)

- アドミッション・ポリシー (入学者受入の方針)、ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成・実施の方針) の一体的な策定を義務付ける等により各大学の取組を推進する。【中央教育審議会での議論を経て平成 27 年度中を目途に改正】
- 専門家による検討も踏まえながら、アドミッション・ポリシーに盛り込むことが求められる事項に関するガイドラインを作成し、各大学に提供する。【平成 27 年度中にガイドラインを作成】

高大接続システム改革会議「中間まとめ」(平成 27 年 9 月 15 日)(抄)

ア 三つのポリシーの重要性

- 各大学が教育を行う上で基本とすべきは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーとそれらの間の緊密な関係である。特に、各大学のアドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと一体的であると同時に、当該大学の入学者選抜方法に具体化されるものでなければならない。各大学では、これらのポリシーを、全学的なものとして、さらには個々の学部や学科等において、一体的に、かつ明確な内容を持つものとして策定するとともに、三つのポリシーに基づく充実した大学教育の実現に取り組み、責任を持って卒業生を社会に送り出す必要がある。
- あわせて、個々の大学において、どのような力を持つ学生を受け入れ、彼らが大学においてどのように学び、どのような力を身に付けて社会に巣立つこととなるのかを、入学希望者や学生はもとより、保護者や高等学校関係者、さらには社会に対する明確なメッセージとして可視化し、各大学が発信する必要がある。
- 各大学において三つのポリシーを策定するに当たっては、当該大学の持つ様々な資源をどのように重点的に配分すべきかについて、十分な戦略を持つことが重要である。また、大学教育と、高等学校教育、卒業後の人生の舞台となる社会、すなわち地域社会、国際社会、産業界等との関係を一貫した視点で捉え、それらとの関わりを重視する必要がある。

イ 三つのポリシーの策定に関する位置付けの強化

- 各大学に対し、上記の三つのポリシーを一体的に、かつ明確な内容を持つものとして策定するこ

とを求めるに当たって、その法令上の位置付けについて明確化する。

- この点について、現行法制上、「入学者に関する受入方針」の公表が各大学に義務付けられているが、本「中間まとめ」で述べているアドミッション・ポリシーを法令上位置付けるに当たっては、高大接続システム改革の背景と目的を念頭に置き、従来の「入学者に関する受入方針」に関する規定は削除した上で、新たな規定を設ける必要がある。また、本「中間まとめ」で述べているディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについても、これまで規定は設けられていない。「授業科目、授業の方法及び内容」、「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準」を公表することとされているが、これらはディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの概念と一致するものではない。
- 今後、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーを各大学が一体的に策定し公表することを法令上義務付けることについて、中央教育審議会において具体的な検討を進め、平成 27 年度中を目途に法令改正を行うべきである。あわせて、三つのポリシーは学生の入学から学位の授与に至るまでの一貫した方針を具現化するものであり、これらを策定するに当たっては、各方針の関連性や一貫性が確保されるよう、三つのポリシーを一体的に策定し公表することの趣旨を各大学が十分理解する必要がある。

ウ 三つのポリシーに関するガイドラインの策定

- 三つのポリシーについては、既にその策定に取り組んでいる大学も多い一方で、その内容については、抽象的な文言にとどまるものや、相互の関連性が意識されていないものなども多く、全体として、大学教育の指針として十分な役割を果たしているとは言い難い。また、三つのポリシー、さらにはアドミッション・ポリシーと入学者選抜方法との関係が不明である大学が多く見られる。
- 大学教育の充実のためには、各大学における三つのポリシー、及び入学者選抜方法を一体的に、充実したものとして策定することが重要であり、そのためには、三つのポリシーについて、その策定を法令上義務付けることとあわせて、国において三つのポリシーの策定と運用に関するガイドラインを策定することが効果的と考える。
- 当該ガイドラインについては、平成 27 年度中を目途に策定に取り組むべきである。その内容については、中央教育審議会において具体的な検討がなされるべきであるが、例えば次のような方向性を示すことが考えられる。

<総論>

- ・ 当該大学におけるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、及び入学者選抜方法の間の緊密な関係が外部者に理解できるように表現すること
- ・ 当該大学に関心を持つ人、入学希望者、社会人、外国人等、三つのポリシーを理解しようとする多様な人々が十分理解できるような内容と表現であること

<ディプロマ・ポリシー>

- ・ 当該大学が卒業生を社会に送り出す上で、どのような能力を身に付ければ学位を授与するのかという方針を具体的に示すこと

- ・ 大学教育の質を担保し、授与される学位の信頼性を高めるため、当該大学における学修成果の可視化を図るとともに、在学の水準に合わない学生の退学の基準等、具体的な基準を示し、それに基づく厳格な成績評価・卒業認定を行うこと
- ・ カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとの関係を具体的に示すこと

＜カリキュラム・ポリシー＞

- ・ 当該大学におけるディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを踏まえたカリキュラム編成、そのカリキュラムによる学生の学修方法・学修過程の在り方等を具体的に示すこと
- ・ 上記において特に、主体性を持つ多様な学生に対して、個々の学生が「自分がどうすれば何を身に付けられるのか」を理解することのできる、カリキュラム編成、学生の学修方法・学修過程の在り方等を具体的に示すこと
- ・ 主体性を持つ多様な学生の入学・在学を前提として、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとも関係し合う教育を、カリキュラム編成、学生の学修方法・学修過程の在り方等に具体的に位置付けること
- ・ 多様な入学者のそれぞれが自ら学修計画を立て、学修の実践に入っていくための初年次教育を具体化すること

＜アドミッション・ポリシー＞

- ・ ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえるとともに、「学力の3要素」を念頭に置き、入学前にどのような多様な能力をどのようにして身に付けてきた学生を求めているか、入学後にどのような能力をどのようにして身に付けられる学生を求めているか等を、具体的に示すこと
- ・ 入学者選抜において、多様な入学希望者に対してアドミッション・ポリシーに明示された様々な能力や入学者に求めていること等の水準を判定するために、どのような評価方法を多角的に活用するのか、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか等を具体的に示すこと

○ 今後、各大学の入学者選抜方法を、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価するものへと転換することが必要であり、その出発点として、現状においてははまだ抽象的なものにとどまっていることが多い各大学のアドミッション・ポリシーを明確化するとともに、そのアドミッション・ポリシーを実現するための入学者選抜方法を具現化することが不可欠である。各大学における取組を促進するため、2.（2）でも述べたとおり、国においてアドミッション・ポリシーに関するガイドラインを策定し、アドミッション・ポリシーに具体的に盛り込むことが考えられる内容を各大学に示す必要がある。

○ 三つのポリシーに関するガイドラインに盛り込むべき内容については2.（2）でも述べたが、その中でも特にアドミッション・ポリシーに関しては以下の点について重視する必要がある。

- ・ 高大接続改革答申において提言された以下の「学力の3要素」について、具体的にどのような能力をどのレベルで求めるのか。
 - (ア) 知識・技能
 - (イ) 思考力・判断力・表現力

(ウ) 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

- ・ 上記の三つの要素を大学入学者選抜において適切に評価するため、入学者選抜においてどのような多様な評価方法を組み合わせ、それらの方法についてそれぞれどのような水準を要求し、どのような比重を置いて評価するか。評価方法としては、例えば次のようなものが考えられる。

1. 「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の結果
2. 自らの考えに基づき論を立てて記述させる評価方法
3. 調査書
4. 活動報告書（個人の多様な活動・ボランティア・部活動・各種団体活動等）
5. 各種大会や顕彰等の記録，資格・検定試験の結果
6. 推薦書等
7. エッセイ，大学入学希望理由書，学修計画書
8. 面接，ディベート，集団討論，プレゼンテーション
9. その他

- このような内容とそれらの間の関係や比重等を各大学がアドミッション・ポリシーに明示し、「学力の3要素」の多面的・総合的な評価方法を提示する。これを通して、個別の大学がディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーに合うと考えられる多様な入学者を選抜できるようにするとともに、入学希望者にとっては、大学入学者選抜を、人生の最終目的に見立てるのではなく、卒業後の自分の人生を開くに値する大学かどうかを見極める有意義な手段にできるようにする。

参考資料 4

第 8 期中央教育審議会大学分科会 大学教育部会

委 員：平成 27 年 2 月 15 日発令

臨時委員：平成 27 年 4 月 21 日発令

(委 員) 5 名

亀 山 郁 夫	名古屋外国語大学長
羽 入 佐和子	お茶の水女子大学前学長， 国立研究開発法人理化学研究所理事
坂 東 眞理子	昭和女子大学学長
日比谷 潤 子	国際基督教大学学長
牧 野 正 幸	株式会社ワークスアプリケーションズ [®] 代表取締役最高経営責任者

(臨時委員) 14 名

安 部 恵美子	長崎短期大学学長
勝 悦 子	明治大学副学長
金 子 元 久	筑波大学特命教授
川 嶋 太津夫	大阪大学未来戦略機構教授
黒 田 壽 二	金沢工業大学学園長・総長
小 畑 秀 文	独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
小 林 雅 之	東京大学大学総合教育研究センター教授
篠 田 道 夫	桜美林大学教授
鈴 木 典比古	国際教養大学学長
二 宮 皓	比治山大学・短期大学学長
長谷山 彰	慶應義塾大学文学部教授，慶應義塾常任理事
濱 名 篤	関西国際大学学長，学校法人濱名学院理事長
前 田 早 苗	千葉大学普遍教育センター教授
美 馬 のゆり	公立はこだて未来大学システム情報科学部教授

計 19 名

※安部，勝，金子，小畑，鈴木，美馬各委員の発令日は平成 27 年 3 月 24 日

※川嶋委員の発令日は平成 27 年 4 月 6 日